住宅用火災警報器 取り付けたその後は

『日頃のお手入れ忘れずに！』

住宅用火災警報器は取り付けた後の定期的な作動確認が必要です。また、誤作動が起きないように、ほこりを常に取り除いておきましょう。年末の大掃除の際には、住宅用火災警報器のお手入れと作動確認をお願いします。

【消防本部予防課予防担当☎(85)9943】

警報器の作動点検方法は取扱説明書でご確認ください

住宅用火災警報器の必要性

住宅火災による死者を減らすことを目的に、昨年6月、住宅用火災警報器の設置が完全義務化されました。

23年の住宅火災による死者の発生原因を見ると、逃げ遅れによる死亡が最も多く、全体の約54%を占めています。時間帯別で見ると22時～翌朝6時の就寝時間帯に多く発生しています。

しかし、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、被害状況がおおむね半数となっています。市の住宅火災の損害額は22年の約7900万円に対し23年は約3400万円と減少しています。家庭内での火災をいち早くキャッチし、知らせてくれるのが住宅用火災警報器です。住宅用火災警報器を設置していない方は取り付けをお願いします。

付けててよかった住宅用火災警報器

ケース1　電気ストーブの取扱不注意で、留守中、リビングのソファに引火。警報器の音に気付いた近隣住民が119番通報→ソファの一部焼損の被害で済んだ

ケース2　鍋の空炊きにより、台所の隣の部屋の警報器が作動。近隣住民が火を止め、その後119番通報→ボヤで済んだ

ケース3　就寝中、台所から出火。警報器の音に気付き、無事に避難→一命をとり留めた

消防車(Pumper)　救急車(Ambulance)　消防車(Pumper)　救急車(Ambulance)　消防車(Pumper)　救急車(Ambulance)

PA連携 救急現場に消防車も出動します！

PA連携とは、救急現場で消防隊と救急隊が連携して救急・救護活動などを行うことの略称です。消防ポンプ車(Pumper)と救急車(Ambulance)の双方の頭文字から「PA」として、全国の消防本部で広く使用されている用語です。

市消防本部では、状況により救急現場に自動体外式除細動器(AED)などの応急処置用の資器材を積載した消防車が出動し、救急隊と相互に連携して救急・救護活動や人命救助活動などを行う「PA連携」を実施しています。消防車には救急車に乗車できる資格を持つ隊員が乗っています。救急車が到着する前に、消防隊員が応急処置を行うことにより救命率の向上につながりますので、ご安心ください。

消防車がPA連携で出動する場合

- 傷病者が心肺停止状態(疑いを含む)にあるとき
- 全ての救急車が出動中にあり、ただちに救急車が出動できないとき(消防隊による早期の応急処置が必要なときに限る)
- 階段や通路など狭い場所や建物の上層階などで救急事案が発生し、傷病者の迅速な搬出が難しいとき
- この他、事故の状況からPA連携による出動が必要なとき

救急車のサイレンにご理解を！

救急車を要請する際、大げさにしたくない、近所迷惑になるからなどの理由で「救急車のサイレンを止めて来てほしい」と要望される方が増えています。救急車や消防車などの緊急車両が道路を緊急走行する場合、サイレンを鳴らして走ることが道路交通法で定められています。安全にいち早く現場に到着するためにみなさんのご理解をお願いします。

【消防本部救命課救急救助担当☎(85)9949】